

平成 26 年度

健全化判断比率等審査意見書

篠山市監査委員

篠監報第 32 号
平成 27 年 9 月 10 日

篠山市長 酒 井 隆 明 様

篠山市監査委員 畑 利 清

篠山市監査委員 恒 田 正 美

平成 26 年度 健全化判断比率等に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 26 年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、別紙のとおりその意見書を提出します。

平成26年度 健全化判断比率 審査意見書

第1 審査の対象

- 健全化判断比率
- ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率

第2 審査の期間

平成27年7月7日から8月25日まで

第3 審査の概要

この審査は、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、審査の概要及び意見は次のとおりである。

1 審査の概要

(1) 平成 26 年度決算における健全化判断比率

平成 26 年度決算における、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の状況は次のとおりである。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号)では、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画の策定が義務づけられる。また、いずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画の策定が義務づけられ、国の関与のもとで財政の再生を図ることとなる。

◇健全化判断比率(平成 26 年度)

(単位：%)

	平成 26 年度 決算	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
実質赤字比率	—	12.83	20.00	
連結実質赤字比率	—	17.83	30.00	
実質公債費比率	21.2	25.0	35.0	3ヶ年平均値 (平成 24～26 年度)
将来負担比率	219.0	350.0		

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示。

(2) 健全化判断比率(4 指標)の状況

① 実質赤字比率

(単位：%)

	算定比率	早期健全化基準	財政再生基準
平成 26 年度	—	12.83	20.00
平成 25 年度	—	12.80	20.00
比較	—	0.03	0.00

実質赤字比率は、「一般会計等」を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。この指標については、赤字額がない場合は「—」で表示される。

当年度の実質赤字比率は、△3.15%(3.15%の黒字)であり、赤字額がないことから、「—」で表示されている。また、本市において「一般会計等」の対象となる会計は、一般会計及び住宅資金特別会計の 2 会計である。

なお、この指標の早期健全化基準は標準財政規模をもとに算出され、本市の場合 12.83%である。

② 連結実質赤字比率

(単位：%)

	算定比率	早期健全化基準	財政再生基準
平成 26 年度	—	17.83	30.00
平成 25 年度	—	17.80	30.00
比較	—	0.03	0.00

連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。この指標については、赤字額がない場合は「—」で表示される。

当年度の連結実質赤字比率は△15.04%(15.04%の黒字)であり、赤字額がないことから「—」で表示されている。

なお、この指標の早期健全化基準は標準財政規模をもとに算出され、本市の場合 17.83%である。

③ 実質公債費比率

(単位：%)

	算定比率	早期健全化基準	財政再生基準
平成 26 年度	21.2	25.0	35.0
平成 25 年度	22.6	25.0	35.0
比較	△ 1.4	0.0	0.0

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、3 ヶ年の平均値を用いる。この指標は、本審査の対象指標であるが、一方で、地方債協議制移行に伴い平成 18 年度に創設された指標でもあり、当該比率が 18.0%以上となる地方公共団体については、起債にあたり許可が必要となる。

当該年度の実質公債費比率は 21.2%で前年度に比べ 1.4 ポイント改善され、引き続き早期健全化基準の 25.0%を下回っている。しかしながら起債にあたり許可を必要とする基準 (18.0%) は上回っているため、公債費負担適正化計画の策定が必要となり、この計画の内容、実施状況を勘案のうえ、地方債の発行が許可されることとなる。

なお、単年度の実質公債費比率は次表のとおりである。

◇単年度実質公債費比率の推移 (単位：%)

平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
19.31594	21.67000	22.65663

④ 将来負担比率

(単位：%)

	算定比率	早期健全化基準	財政再生基準
平成 26 年度	219.0	350.0	—
平成 25 年度	219.1	350.0	—
比較	△ 0.1	0.0	—

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率であり、この「一般会計等が将来負担すべき実質的な負担」とは、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額などの将来負担額から、充当可能基金額や地方債現在高等に係る交付税算入見込額等を控除したものをいう。また、財政健全化比率のうち他の3指標は一定期間内の収支勘定を見る、いわゆるフロー指標であるのに対し、将来負担比率は、ある時点の資産の量を測る、いわゆるストック指標を意味するものである。

当該年度の将来負担比率は219.0%で前年度に比べ0.1ポイント改善しており、早期健全化基準の350.0%未満となっている。

2 審査意見

健全化判断比率の4指標はいずれも早期健全化基準以下となっている。

このうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率が「—」であることは、一般会計をはじめ、特別会計、公営企業会計を総合的に見た場合、単年度の収支が黒字であることを示しており、この点においては、特記すべき事項は認められない。

一方、実質公債費比率については、前年度に比べ1.4ポイント改善している。これは地方交付税の合併算定替の段階的縮減等により標準財政規模が減少したものの、これまで実施した繰上償還により通常償還額が減少したためと考えられる。また、算定のもととなる単年度の実質公債費比率も毎年下降し、財政状況の改善がみられるところであるが、依然として高い比率にあることから引き続き公債費の適正な管理に取り組まれない。

また、一般会計等有する将来負担が、標準的な年間収入の何年分かを示す指標である将来負担比率については、前年度に比べ0.1ポイント改善している。これは、実質公債費比率と同様に地方交付税の合併算定替の段階的縮減による標準財政規模の減少や将来負担額から控除することとされている基金等の充当可能財源が減少したものの、公債費の償還が進んだことによる一般会計等の地方債現在高の減少ならびに公営企業債等繰入見込額の減により将来負担額が減少したことによるものである。

これまでの財政健全化の取り組みにより、それぞれの指数は改善しているものの、今後道路や公共施設など老朽化したインフラ資産の更新財源として地方債発行の増加や基金活用による充当可能財源の減少が懸念されるため、引き続き財政運営に留意されたい。

平成26年度 資金不足比率 審査意見書

第1 審査の対象

- 資金不足比率
- ① 水道事業会計
 - ② 農業共済事業会計
 - ③ 下水道事業特別会計
 - ④ 農業集落排水事業特別会計

第2 審査の期間

平成27年7月7日から8月25日まで

第3 審査の概要

この審査は、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、審査の概要及び意見は次のとおりである。

1 審査の概要

(1) 平成 26 年度決算における資金不足比率

平成 26 年度決算における、公営企業会計毎の資金不足比率の状況は次のとおりである。

◇平成 26 年度資金不足比率（公営企業会計毎）

（単位：％）

	平成 26 年度決算	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	法適用企業
農業共済事業会計	—	20.0	法適用企業
下水道事業特別会計	—	20.0	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	—	20.0	法非適用企業

(注) ①「法適用企業」は、地方公営企業法の全部又は一部を適用している企業

②「法非適用企業」は、地方財政法施行令第 37 条に規定する公営企業のうち①以外の企業

(2) 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業会計毎の資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、この指標でいう資金の不足額は、連結実質赤字比率の算定に用いる資金の不足額と同額となっている。また、資金不足額がない場合は、資金不足比率は「—」で表示される。

当該年度においては、水道事業会計、農業共済事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の全てに資金剰余額が発生しており、これらを事業の規模で除した資金不足比率は、いずれも「—」で表示されている。

なお、各会計の資金剰余額は次表のとおりである。

◇資金剰余額

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 25 年度	比較
水道事業会計	1,488,658	1,521,772	△ 33,114
農業共済事業会計	124,663	130,234	△ 5,571
下水道事業特別会計	864	2,385	△ 1,521
農業集落排水事業特別会計	248	1,557	△ 1,309

2 審査意見

水道事業会計、農業共済事業会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の資金不足比率審査における資金不足比率はいずれも経営健全化基準を下回っている。今回全ての会計で前年度に比べ資金剰余額が減少していたものの、資金不足が生じていないため「－」となっており、資金不足比率においては特記すべき事項は認められない。

これらの会計が提供するサービスは市民生活にとって重要なものであることから、今後とも、健全で安定した企業経営・財政運営にあたられたい。